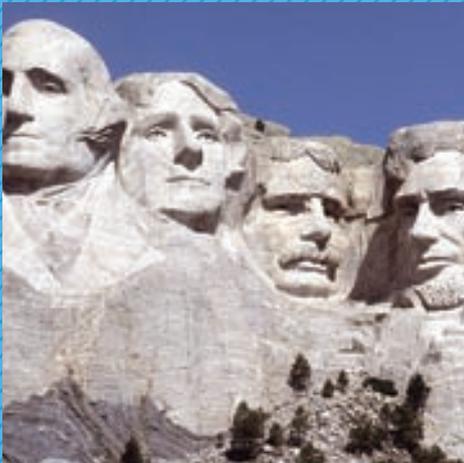




THE 30TH ANNIVERSARY

～三極協力の歩み～



三極協力

三極協力の枠組みは1983年に
欧州特許庁（EPO）
日本特許庁（JPO）
米国特許商標庁（USPTO）
の間で設立されました。

三極特許庁は、PCT出願⁽¹⁾を含め、世界の全特許出願のうちの多くを扱っています。

1980年代初め、出願数の急激な増加に直面し、世界の主要な特許庁であるEPO、JPO及びUSPTOは、この共通の課題を解決するために、特許分野でのユニークな国際協力の枠組みをつくりました。それが、三極協力です。

経済のグローバル化に伴い、特許制度のユーザーの出願活動もグローバル化しています。同じ発明が複数の特許庁に出願されることで、全世界の特許出願数は増え続けています。

三極特許庁は、特許庁の間での不必要な業務の重複をなくしながら、特許審査の効率及び質の向上、安定的な特許権の円滑な付与に向け、前進し続けます。そして、そのユニークな協力を通して、三極特許庁は、世界の主要な特許庁として、特許分野での様々な取り組みをリードし続けます。



2010年第28回会合・署名式（左からUSPTO：カッポス長官、JPO：岩井長官、EPO：バティステリ長官）

三極協力30周年に寄せて

同僚の皆様へ



三極協力30周年にふさわしい贈り物を企画して頂き、心から感謝を申し上げます。世の中が全く異なっていた時代に始まった三極協力は、具体的かつ有用な多くの素晴らしい成果を生み出し、一貫して実り多いものとなりました。

私たちは何年にもわたり、増え続けるワークロードから生まれる共通の実務的な問題に対処するため、幅広い範囲にわたるプロジェクトに共に従事してきました。データ交換や特許情報へのアクセス性向上を含めた新しい電子的ツールを考え出した他、自らの特許手続を整合させ、運営上の実務を調和させることにより、ワークシェアリングを促進することを追求してきました。その後、私

たちの技術的な協力は産業界にも波及し、初めての産業界代表とのユーザー・デー会合が2003年に開催されましたが、この会合は、いまや定常的な行事となりました。2011年には、ユーザーとの緊密な協力から生まれた「共通引用文献」の一般利用が可能となり、私たちの成果を共に祝いました。

これらの成功は重要なものではありませんが、これらが物語の全てではありません。三極協力の主体は常に“プロジェクト”ではなく、“人”でした。三極協力は、心の許せる非公式のコミュニケーションの場を作りだし、これが、その価値を測ることができない相互理解と信頼を深化させることに繋がっています。この“人”のレベルでも三極協力は非常に重要なもので有り続けています。三極万歳！

Benoît Battistelli
President,
European
Patent Office



米国特許商標庁（USPTO）は、三極特許庁の一員であり、三極協力の中での特許の質及び効率性に関する多くの画期的なイニシアティブ、議論及び研究に関する擁護者であることを誇りに思います。IT関係の取り組みの基盤となった1988年に完成した、三極協力の初期の“BACON”と呼ばれる既存特許資料の電子データ変換プロジェクトから、特許審査ハイウェイ、未来的な“グローバルドシエ”に至るまで、三極特許庁は、国際的な特許協力の道を切り開き、国際的なワークシェアリングの取り組みの基盤を構築してきました。

これらのワークシェアリングに向けた取り組みは、世界の主要な特許当局が審査プロセスの質を向上させ、特許出願人の手続時間を削減するために必要な資源をもたらしています。

21世紀における特許保護の重要性をプロモーションし、米国、日本、そして欧州の産業界と緊密に協力して世界中の知的財産に関する利害関係者のニーズに直接耳を傾ける取り組みを進めることにより、三極協力は、発明者や実務家のコミュニティーへの直接の働きかけ及びそのコミュニティーとの対話を拡大してきています。三極協力は前進し続け、三極特許庁に韓国特許庁（KIPO）及び中国国家知識産権局（SIPO）を加えた五大特許庁（IP5）の枠組みへと拡大されてきています。

私たちは、今年の2012年の会合において、三十年の国際的な協力、その目的への貢献、弛まない一生懸命な作業、そして、21世紀のためのイノベーション・フレンドリーな知財システムの構築への献身を祝いながら、三極特許庁の努力を讃えたいと思います。

**Under Secretary of
Commerce for
Intellectual Property
and Director of the
United States Patent
and Trademark Office**
David J. Kappos



三極協力が30周年を迎える歴史的な年に、特許庁長官に就任したことを光栄に思います。また、その記念すべき三極会合をホストできることを嬉しく思います。

三極協力が30周年を迎えるにあたり、三極協力の歴史を振り返って見ました。そして、ある西洋の諺を思い出しました。「三人が助け合えば六人分の荷物が運べる。(Three, helping one another, bear the burden of six.)」という諺です。

1980年代初め、三つの特許庁は、膨大な量の紙の特許文献に苦慮していました。この共通の問題について、三つの特許庁が協力して取り組み、遂に電子化された特許文献のデータベースを構築することに成功しました。その後も、特許の電子出願や特許庁間で電子データを交換するネットワークの構築など、三極協力は、多くの成果を上げて参りました。そして、その成果は三極特許庁間に留まることなく、世界知的所有権機関（WIPO）を含めたいろいろな枠組みを通じ、多くの特許庁と共有されることで、今日の世界の特許制度の改善に大きな役割を果たしてきました。すなわち、“六人分の荷物”ではなく、“六十人分の荷物”を運んできたといえるのではないのでしょうか。

現在も、共通の課題があります。特許出願が増え続ける中、出願が世界各国／地域において円滑に特許取得ができる環境を実現することです。グローバルな時代のグローバルな特許制度。この実現に向け、三極特許庁の協力を強化し、そして、ユーザーの協力をえながら、世界の特許制度をリードしていきたいと思

深野弘行

**特許庁長官
深野 弘行**

最近の主な成果（1）

三極ネットワーク（TriNet）

三極ネットワーク（TriNet）は、ネットワーク上でやり取りされる情報を暗号化して通信する、セキュリティの極めて高いネットワークであり、1998年に開通しました。同ネットワークは、優先権書類⁽²⁾や包袋情報参照をはじめとする各種情報交換や検索システムへのアクセスに活用されています。2010年11月の三極特許庁会合において、将来

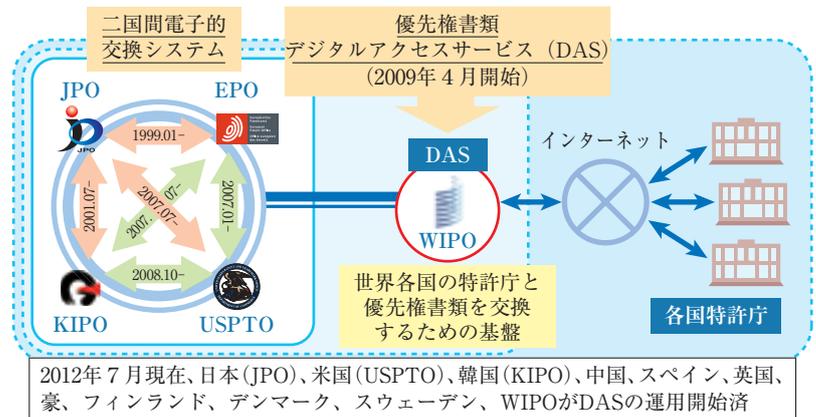
的には全ての知的財産庁に開かれた安全な情報交換が行えるよう、現在三極ネットワークを利用して提供されているサービスを、他の最も適切なネットワークで利用可能とするための研究を進めています。現在は五大特許庁においても、この検討が進められています。

優先権書類の電子交換（PDX：Priority Document Exchange）

三極特許庁は、1997年に、優先権書類を庁間で電子的に相互交換する取り組みの検討を開始しました。これは、出願人に代わって、第一国特許庁が他国特許庁へ優先権書類を直接に送付するものであり、出願人の提出手続負担及び費用、さらには、各庁の優先権証明書の出願人への交付手続負担が大幅に軽減されることを目的とします。この取り組みは、まず1999年1月に日欧間で実施され、2001年7月には日韓間、2007年7月には日米間でも実施されました。

この成果をふまえて、さらに多国間での優先権書類の電子的交換を可能とするべく、2006年のWIPO⁽³⁾加盟国総会にてデジタルアクセスサービス（DAS）の設立が承認されました。その後、2009年よりDASの運用が

スタートし、現在、日本、アメリカをはじめ世界11カ国・機関がこれに参加しています。今後も、DAS参加国のさらなる増加が期待されています。



～モッシンホフ元米国特許商標庁長官からの挨拶～

1981年、レーガン大統領から特許商標局長を拝命したとき、私自身、科学技術に固有の国際性およびイノベーションを促進すべく策定された法制度を高く評価しておりました。欧州特許庁、日本国特許庁、そして米国特許商標庁は、当時世界で最も重要な三庁でありました。そのことは今も変わりません。

三極協力には、次の二つの重要目標がありました。一つ目は、三庁による自動化に向けた努力が技術的にも互換性を持たせることを確実にすることであり、二つ目は、より効果的なワークシェアリングに向けた努力を上手く調整することでした。三極協力は、二つのうちの最初の目標を達成し、現在、二番目の目標実現に向けて効果的に取り組んでおります。我々の今の取り組みは、これまでの成功を更に積み上げ、重要発明の特許保護を目的とする真に普遍的な形に近づくことです。

このような取り組みは、画期的なTRIPS協定および

中国と韓国を含めた五大特許庁の努力の上に必ずや構築されるものでありましよう。18世紀の経済学者であり哲学者であるアダム・スミスは、その先見的著書「国富論」の中で、国の富は、資本、労働、そして自然資源により構成されると説きました。そして我々の世代が、それに四つめの構成要素を加えました。すなわち知的財産です。三極協力は、これまでもその発展の重要な一部でありました。30年前、三極協力の枠組みの創設にあたり、その一翼を担えたことを、私は非常に誇りに思います。



1984年第2回会合の一コマ（中央がモッシンホフ長官）

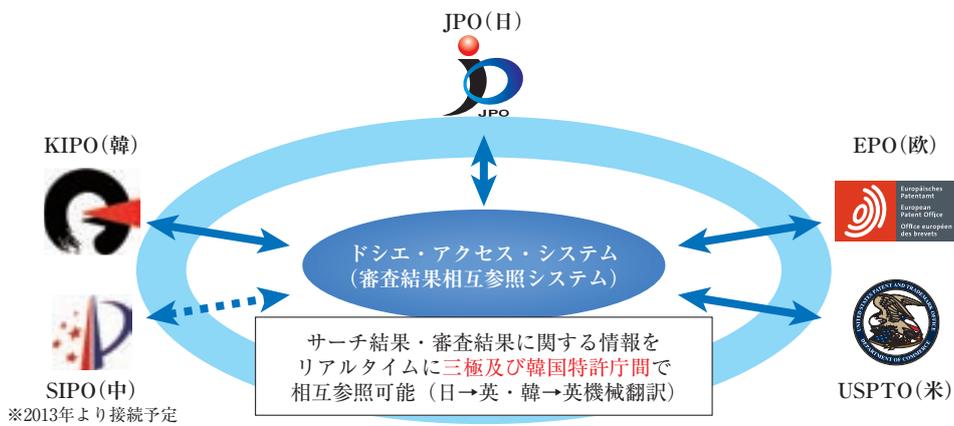
FWA (File Wrapper Access)

2006年、三極特許庁は、三極ネットワークを通じて各庁の審査関連情報を相互に各庁の審査官へ提供するシステム（ドシエ⁽⁴⁾・アクセス・システム）を構築しました。2007年には、韓国特許庁（KIPO）とも、本システムを利用して審査関連情報の相互照会を開始しました。

これらの審査関連情報は、日本語であれば英語に機械翻訳され、各庁に提供されることとなります。こうした審査協力の基盤の整備は、効率性を確保しつつ審査の質を向上

させるとともに、各国における権利取得の予見性をも向上させることが期待されます。

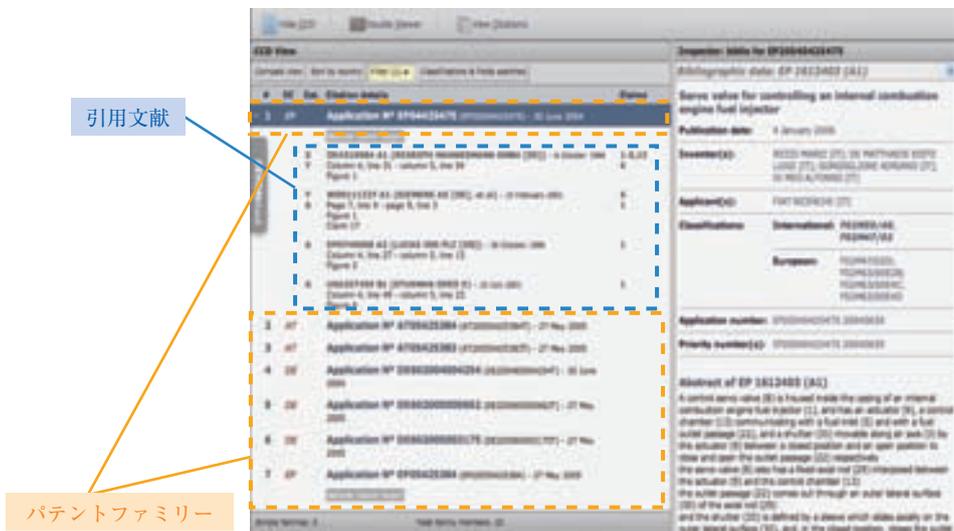
2008年10月の五大特許庁長官会合において、このシステムを発展させることにより、関連出願の各庁における審査情報を一括して表示する「ワン・ポータル・ドシエ」を開発することが合意されました。現在は、2013年のシステム稼働に向けて準備が進められています。



共通引用文献 (Common Citation Document)

共通引用文献アプリケーションは審査の際に利用する引用情報を一括で提供するために三極特許庁により2011年に開発された特許情報ツールです。パテントファミリー全体について三極特許庁が引用した先行技術を一元管理するため、同一発明に対する各庁によるサーチ結果を同一ページに表示させる事ができます。

2011年11月には共通引用文献ウェブサイトがリリースされ、一般ユーザーにも共通引用文献情報が利用可能になりました。その後、三極のCCDプロジェクトを五大特許庁⁽⁵⁾の協力へと拡大する議論され、現在、五庁全庁の参加が合意されています。



三極CCDウェブサイト (<http://www.trilateral.net/ccd>)

最近の主な成果（2）

特許審査ハイウェイ（PPH）

三極特許庁では、各庁のサーチ及び審査の効率と効果の向上を目指し、各庁作業成果物の再利用を最大化するために、特許審査ハイウェイ（PPH）を実施しています。

特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁において特許可能と判断された請求項が存在する場合、対応する第二庁への出願について、早期審査を申請することができる枠組みであり、2006年3月に開催された三極戦略WG会合において日米間での試行実施について合意がなされてから、その歴史がスタートしました。

また、PCTの見解書および国際予備審査報告において、特許性「有り」と示された請求項が存在する場合にPPHを利用できる枠組みであるPCT-PPHは、2009年11月に開催された三極特許庁長官会合において世界に先駆けて日米欧

間で試行実施することが合意され、開始されています。

また、出願人がどの国に最初に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果に基づいてPPH申請することができるPPH MOTTAINAIを現在三極を含む特許庁で試行しています。

PPHは、出願人にとっては、早期審査、オフィスアクション回数減、特許査定率の向上のメリットがあり、特許庁にとっても、ワークシェアリング効果による審査負担の軽減のメリットがあり、両者から支持されています。

三極での会合を経てスタートしたPPHですが、その有用性から参加国は世界中に拡大し、2012年10月の時点では27の国・地域の参加があり、2012年6月末の時点では全世界で約23,500件の利用がありました。

SHARE

三極特許庁は、各庁のサーチ及び審査の効率と効果の向上を目指し、各庁作業成果物の再利用を最大化するためにワークシェアリング⁽⁶⁾の方法論を模索しています。

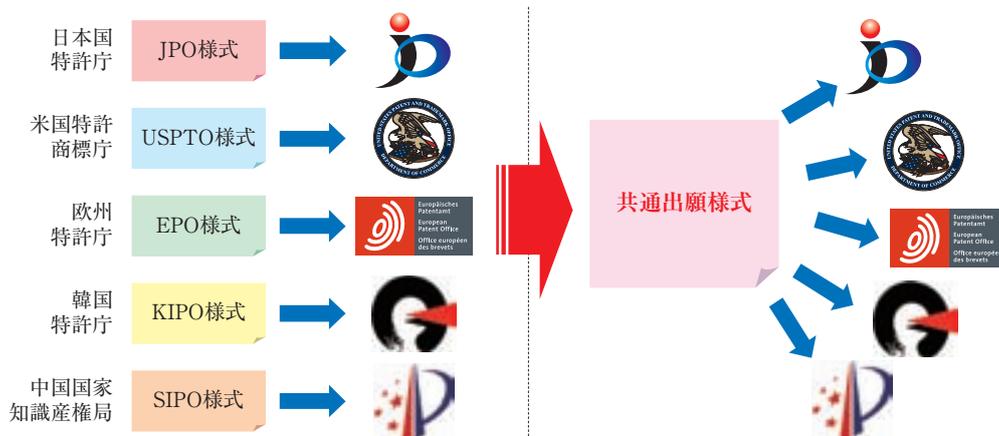
その1つとして、第1庁出願を優先的に着手し、第2庁は第1庁のサーチ・審査結果を利用する「SHARE」という枠組みを実施しています。

EPOは第一庁出願を優先的に着手することが標準的な運用である一方、JPOは2008年4月より「JP-FIRST(JP-Fast Information Release Strategy)」を通じてSHAREの概念を実現しています。また、USPTOは2010年11月より「FLASH(First Look Application Sharing)」と名づけられた試行プログラムを行っています。

共通出願様式 (CAF : Common Application Format)

三極特許庁は、利用者のニーズに応えるため、2006年から2007年に渡って作業部会会合を開催し、共通出願様式 (CAF : Common Application Format) の実現に向けた議論を行ってきました。そして、2007年11月、共通の出願様式 (明細書等における記載項目及びその順序) が最終合意に至りました。三極特許庁は、2009年1月から、共通出願様式に則った出願の受付を開始しています。

出願明細書様式の共通化によって、各特許庁に対して出願する際の出願人の利便性の向上及びコストの削減が期待されます。さらに、三極特許庁に韓国及び中国を加えた五大特許庁の枠組みにおいても、共通出願様式の採用が推進されており、韓国では2010年1月から、中国では2012年8月から、共通出願様式に従った出願の受付が開始されました。



三極分類調和プロジェクト

三極特許庁は、2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し、三極分類作業部会を立ち上げ、三極特許庁間で得られた分類表をIPC⁽⁷⁾として採用することを念頭に置いて、分類調和の作業を進めてきました。

しかし、2009年10月に行われた三極分類作業部会において、五大特許庁のCHCプロジェクトに集中するため、これ以降のプロジェクトの新設は行わないこと、議論中の全

プロジェクトは、2011年末までに終了することが合意され、2011年10月の第25回会合を最後に、三極分類作業部会は、解散されました。

三極分類調和プロジェクトは、これまで約80の分野で実施され、三極特許庁間で合意が得られた分類表は、IPCとして採用されてきました。

特許制度調和

三極特許庁では、特許制度・運用の調和に向けて様々な取り組みを行ってきました。

その1つが、審査実務に関する比較研究であり、これまでに記載要件、進歩性及び新規性のそれぞれについて、三極特許庁における法令・審査基準の比較研究及び事例研究を行ってきました。こうした比較研究の結果は、出願人にとっては、審査の予見可能性を高め、ワールドワイドで無効理由のない強い権利の取得支援につながるものと期待されます。また、各特許庁にとっても、出願の質の向上は、迅速で的確な審査にも寄与するため、各特許庁の抱えるバックログ、審査負担の軽減につながるものと期待されます。

さらには、審査官による他庁の審査結果のより深い理解と、適切な利用に役立てることを目的として、三極特許庁の審査実務上の相違点やその根拠 (法令、判例等) をまとめたカタログ (異なる実務のカタログ) を作成しました。当該カタログは、2011年に五大特許庁の協力へと拡大され、日米欧三極特許庁の審査実務に関する情報のみならず、それらに韓国特許庁 (KIPO)、中国国家知識産権局 (SIPO) のそれらの情報を加えた、五庁版「異なる実務のカタログ」が作成されました。

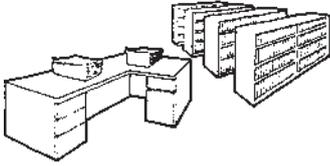
こうした情報は三極ウェブサイトを通じて広く出願人・代理人にも周知されており、質の高い出願書類の作成支援等への活用が期待されています。

1983～1990

三極協力の創設とデータベース協力

Mission Needs:

To Reverse Current Trends



- Search documents are stored and retrieved in an *all-paper hand-file system*—24 million documents on file now will double by the year 2000.
- 7% of the 24 million documents are *missing or misfiled*.
- *Error-plagued manual handling of 360,000 active cases and 20,000 papers received each day is reducing productivity.*
- *Decisions to grant patents and register trademarks are increasingly based on incomplete data.*

【出願書類の自動化・電子化の必要性】
(第1回会合報告書から抜粋)

する特許出願への対応という共通の課題を解決するためには、特許庁間での協力が必要という認識のもと、1983年10月、EPO、JPO、USPTOの三極の特許庁長官が、ワシントンに集まり会合を持ちました。これが三極協力の始まりです。

この1983年の第1回目の三極特許庁長官会合では、年次会合を継続して開催することのみならず、自動化の導入に向けた協力、文献の分類についての協力、特許サーチ結果の共有、文献及びマイクロフィルムの交換、特許情報の普及といった、多くの具体的な協力を進めていくことが合意

1980年はじめ、特許出願の急増が、特許庁の財政的・人的資源を逼迫させ、特許庁における特許手続を維持する上での驚異となっていました。

各特許庁はそれぞれ、膨大な量の特許データを経済的に蓄積し、そして効率的に処理し、さらには、それらのデータを迅速に公衆に提供するためシステムの構築を進めていました。

しかしながら、急増

されました。

そして、1984年には、BACON(BACKfile CONversion)と呼ばれるプロジェクトが開始されました。このプロジェクトは、共通のデータベースを構築するために、1920年以降の特許文献をデジタルフォーマット化するというものでした。このプロジェクトには、4160万件もの特許文献をスキャンするという膨大な量の作業が必要でした。しかし、このBACONプロジェクトは着実に進められ、成功し、後の三極の自動化導入に関する協力の礎石となりました。

この他にも、いろいろな進展がありました。1985年には、特許情報を電子データにする際のキャラクターコードとイメージコード標準に合意し、また同年には、最初の三極統計報告書が発行されました。さらに、1990年には、三極特許庁とユーザーとが直接意見交換を行うことを目的として、初めて三極ユーザー会合が開催されました。



1983年第1回長官会合（前列左からEPO：ファン・ベンサム長官、USPTO：モッシンホフ長官、JPO：若杉長官）

第1回三極特許庁長官会合がワシントンで開催	BACONプロジェクトの開始	特許情報を電子データにする際のキャラクターコードとイメージコード標準に合意	三極間でDNA配列データベース作成を合意	「ファーストページ」プロジェクトが開始 JPOが電子出願の受付を開始
1983	1984	1985	1986	1987
	初代マッキントッシュ発売	Windows 1.0が発売		ニューヨーク株式市場の暴落を発端に世界同時株安が発生（ブラックマンデー）
				1988
				1989
				1990
				東西ドイツ統一

1991～1995

着実な成果と深まる三極協力

1991年以降、1990年に開始が合意された「ファーストページ⁽⁸⁾」プロジェクトが、順調に成果を上げました。このプロジェクトは、日本の特許文献の英文抄録、欧州及び米国の特許文献のファーストページに含まれる要約の検索を可能とするデータベースを構築するというものでした。そのプロジェクトの開始から3年間で、ファーストページデータベースは、275万件の日本文献、250万件の米国、欧州の特許文献を収録するに至りました。

また、特許庁が扱う情報の電子化、特許出願の電子的処理が進むにつれ、テキストとイメージとを混在して扱うミクストモードにおけるデータの標準化の議論も三極間で進みました。そして、1992年には、ミクストモード磁気テープ（MT）の標準に三庁間で合意し、この標準が1995年にST.35としてWIPO標準になりました。

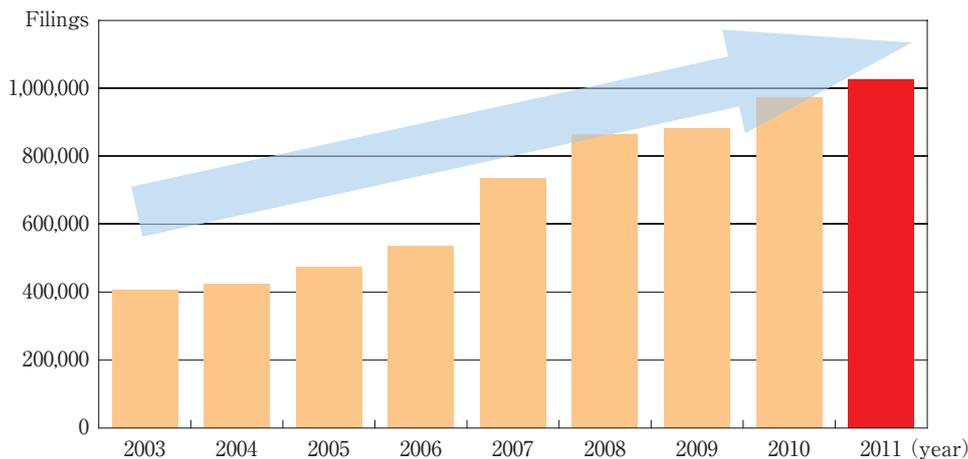
ミクストモードのCD-ROMの標準化については、さらにMIMOSAというプロジェクトへと発展しました。ミクストモードを使用して、CR-ROMを作成するためのソフト

ウェアを共同開発、共同調達するプロジェクトです。1994年にその初版のソフトウェアが完成し、1995年には、そのMIMOSAソフトウェアをマージナルコストで民間に利用可能とすることが合意されました。

JPOが最初に電子出願の受付を開始したことに刺激を受け、1992年には、USPTO、EPOが電子出願に関するソフトウェアの開発を行うEASYプロジェクトも開始され、1995年には、EPOが、そのプロトタイプソフトウェアを使って150件の特許を登録しました。

三極協力が10周年を迎えた1993年には、記念シンポジウムが開催されました。

そのシンポジウムでは創設者であるモッシンホフ氏から、「初めて口に出した時に可能と思っていたこと以上のものが、最初の10年間の三極協力で得られた」との発言がありました。また、三極協力が三庁のみならず、民間に対しても大きなメリットをもたらしていることが確認されました。



日・米・欧各特許庁が発行している年報をもとに日本特許庁が作成
※出願率を計算する際の出願件数には国内出願及びPCT国内移行件数が含まれる

電子出願率の推移（三庁合計）

ミクストモード磁気テープの標準に合意

USPTO、EPO、WIPOがEASYプロジェクト（電子出願）を開始

三極協力10周年

CR-ROMを作成するためのMIMOSAソフトウェアが完成

EPOがEASYプロジェクトで開発されたプロトタイプソフトウェアを使って150件の特許を登録

1991

1992

1993

1994

1995

湾岸戦争勃発

マーストリヒト条約が調印

阪神・淡路大震災

1996～2000

進展する特許の電子化と情報共有

1996年、三極特許庁は、ファーストページデータベースを、三極特許庁で開発したMIMOSAソフトウェアを用いてCD-ROMとして提供することに合意しました。これにより、一般ユーザーは、世界の大多数の特許文献を普通のパソコンを通じて検索することが可能になりました。また、1992年から優先権書類の電子データによる交換に向けたプロジェクトが開始されていましたが、1999年に、EPOとJPOとの間でCD-ROMによる優先権書類の電子的交換が開始されました。

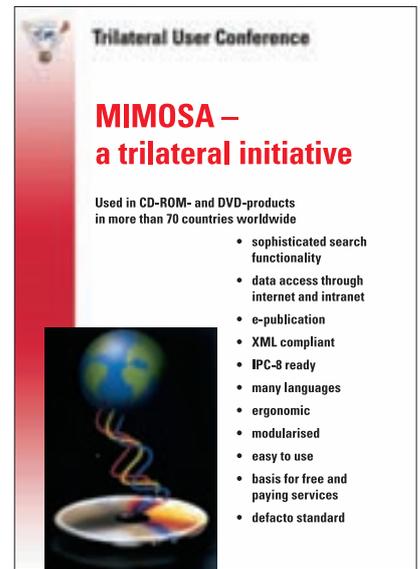
また、三極特許庁は、1999年に電子出願に関する共通様式を策定しました。また、その経験を活かし、同年、PCTの電子出願の出願様式について三極共同提案を取りまとめ、WIPOに提案を行いました。これを受け、WIPOは、電子出願ソフトウェアPCT-SAFEを開発し、2002年から、PCT国際出願のオンライン受付を開始しました。

このような特許出願書類、特許情報の電子化に関する取り組みに、更に大きな前進がありました。三極ネットワーク (TriNet) です。このトライネットは、三極特許庁をオンラインネットワークで結び、リアルタイムで特許審査に関する情報を含めた特許関連情報のオンラインでの交換を可能にするものです。トライネットは、1997年に提案され、1998年に開通しました。

三極協力は、特許制度の自動化、電子化のみならず、三極協力の設立当初から、特許法及びその運用の調和にも取

り組んできました。例えば、クレーム⁽⁹⁾解釈、サーチ分野の設定、文献評価に関する考え方を取りまとめた「共通基本原則 (Common Ground Rules)」の策定を進めてきました。1996年には、その共通基本原則について最終合意にいたり、1997年には、それをWIPOのPCTガイドラインに反映するべく三極共同提案を行いました。

この他にも、バイオテクノロジー、コンピュータ関連技術という新たな技術の発展に対応し、三極特許庁間での特許性の判断手法の比較分析を行い、1999年に、DNA断片の特許性に関する三極特許庁比較研究の報告書、2001年に、ビジネス方法関連発明の共同サーチ・プロジェクト報告書をそれぞれ取りまとめました。



MIMOSAポスター

三極特許庁が特許公報フロントページデータベースをCD-ROM形式で公開

三極ネットワーク (TriNet) の開始

EPOとJPOが優先権書類の電子的交換を開始

分類調和のためのプロジェクトが三極特許庁間で開始

1996

1997

1998

1999

2000

世界初の哺乳類の体細胞クローンである雌羊 (ドリー) がスコットランドのロスリン研究所で誕生
世界初の量産ハイブリット専用車が発売される

ヒトゲノムの解析が行われゲノムのドラフトが完成

2001～2005

着実な成果と深まる三極協力

1998年に開通したトライネットですが、その後さらなる発展を遂げます。2001年には、トライネットの韓国特許庁(KIPO)、カナダ知的財産庁(CIPO)への拡大が合意され、2003年には、トライネット、WIPOネット、PatNet(EPCメンバー国間のネットワーク)を相互接続することに合意し、三極特許庁以外ともオンラインでデータ交換できる環境が整備されていきました。

2001年、三極長官会合において、国際的な出願の増加により深刻化した共通の問題であるワークロードの問題について初めて議論され、その結果、ワークロード問題を議論する特別なワーキンググループが設けられました。2002年に三極協力が20年を迎えましたが、その20周年を記念して開催されたシンポジウムにおいても、「ワークロード問題の抑制」というテーマが掲げられ、特許審査のワークロードの問題にどのように対処していくべきか、ユーザーを交えて活発な議論が行われました。このような議論の中から、三極間で他庁のサーチ・審査結果を利用するという考えが

醸成され、その議論が後の三極協力におけるいろいろな活動へと結実することになります。

サーチ・審査結果を利用するには、サーチ・審査手法を互いに理解することが重要です。これまで二庁間で審査官交流を進めていましたが、三極の審査官が一同に会して議論を行う、三極審査官交流が2004年に初めて開催されました。

さらに、この時期、WIPOにおいて実体特許法条約⁽¹⁰⁾の議論、すなわち特許法の調和の議論が進められていました。この特許法の調和の議論にも、サーチ・審査結果を利用できる環境が重要であるという共通認識のもと、三極でも取り組みました。2005年、特許審査に関連する項目に限定した「限定パッケージ(Reduced Package)」に三極で合意し、WIPOの議論を加速化しようとした。残念ながら、WIPOでの実体特許法条約の議論は、WIPO加盟国間の意見の対立により、その後、目覚ましい進展がみられておりません。



2002年第20回会合・全体風景



三極協力20周年記念ロゴ

PCT国際出願のオンライン受付を開始
三極協力20周年

三極特許庁はTriNet-WIPONET-PatNetの相互接続に合意
ユーザーとの定期的な会合が開始

三極特許庁が、各庁における審査手続書類を他庁が利用できるドシエ・アクセス・システムを試行的に開始

EPOとUSPTOが優先権書類の交換について合意

2001

アメリカ同時多発テロが発生
エンロンが破綻に追い込まれる

2002

欧州単一通貨「ユーロ」が現金通貨として流通開始

2003

2004

2005

大型のハリケーン「カトリーナ」がアメリカ南東部を襲う

2006～2010

ワークシェアリングの進展

2000年代はじめから、議論されてきたワークロードの問題は、他庁のサーチ・審査結果を利用するという考えを生み、2006年以降、いろいろな形で成果をもたらしました。

そのひとつが、ドシエ・アクセス・システム、すなわち、サーチ・審査結果といった審査関連情報を含めた特許出願に関する書類一式を特許庁間で相互に参照できるシステムです。このドシエ・アクセス・システムは、2006年に構築されました。さらに2007年には、本システムにより、韓国特許庁（KIPO）との審査関連情報の相互参照が可能になりました。

このドシエ・アクセス・システムを実現するにあたり、トライネットをXML形式で多様な情報を扱えるように改善すべく、その仕様がTDA(Trilateral Document Access)と呼ばれる仕様へと変更されました。これにより、2007年に、EPOとUSPTOの間、さらにはJPOとUSPTOの間の優先権書類の電子的交換が実現しました。当時、優先権書類の電子的出願による効果は、三極出願人全体で年間約55億円と試算されました。

また、他庁のサーチ・審査結果を利用するという考えは、いくつかのユニークなワークシェアリング⁽⁷⁾に関するプログラムを生み出しました。そのひとつが、特許審査ハイウェイ

(PPH: Patent Prosecution Highway)であり、2006年にJPOとUSPTOとの間で開始され、2010年には、EPOとJPO、EPOとUSPTOのPPHも開始されました。また、2008年には、SHAREと呼ばれる、先に特許出願を受け付けた特許庁（第1庁）が、その出願を優先的に着手し、後に特許出願を受け付けた特許庁（第2庁）はその第1庁の審査結果を利用するという試みが開始されました。

審査の運用に関する比較研究や事例研究も、他庁のサーチ・審査結果の利用を促進するという観点から実施されました。2007年～2009年にかけて、記載要件、新規性、進歩性について比較研究、事例研究を行い、その結果を公表しました。この研究の一部は、1980年代後半から1990年代初めに実施した比較研究結果をリバイスする形で作業が行われました。

この他にも、三極ユーザーからの要望を踏まえて、三極いずれの特許庁にも共通して特許出願することができる明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面）の共通の様式（すなわち、共通出願様式（CAF））に2007年に合意し、2009年からCAFによる出願の受付を開始しました。なお、このCAFは、2008年に、PCT明細書のXML定義、ST.36というWIPO標準として採用されました。



審査官協議風景

JPOとUSPTOの間で特許審査ハイウェイが開始

三極特許庁は出願明細書の統一様式について合意
IP5の設立

SHAREプロジェクトの試行が開始

PCT成果物（ISR等）を利用した特許審査ハイウェイ（PPH）の試行開始に合意
共通出願様式による出願の受付を開始

2006

2007

2008

2009

2010

サブプライムローン問題（世界金融危機）発生
初代iPhoneが発売

リーマンショック

2011~2012

三極協力にとっての新たな展開

ワークシェアリングに関する進展として、2011年7月にJPOとUSPTOが他の特許庁と開始していたPPH-MOTTAINAIに、2012年1月にEPOも参加しました。また、PCTも重要なワークシェアリングの枠組みです。三極協力においては、2000年にPCT作業部会を設置し、WIPOでのPCTリフォームの議論に向け議論してきていましたが、2011年、三極長官会合で、PCTの改善の議論の重要性が改めて確認され、現在、その議論が活発化しています

2011年には、CCDウェブサイトが開設されました。CCDとは、Common Citation Document(共通引用文献)の略称です。このCCDのウェブサイトにおいては、同じ発明に関して複数の特許庁になされた特許出願について、各特許庁で審査官が引用した全ての引用文献情報を一括して入手することができます。このウェブサイトのリリースは、特許情報に対するアクセス性を高めるものとして、ユーザーに大いに歓迎されました。

また、最近では、三極協力の成果が、EPO、JPO、USPTO、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)により構成される五大特許庁の枠組み(2007年創設)へ移行され、さらに大きな成果を生んでいます。

例えば、三極で採用した共通出願様式については、2010年にKIPOが、2012年にSIPOが、CAFによる特許出願の受付を開始しました。三極で構築したドシエ・アクセス・システムも、五庁の枠組みの下でワンポータルドシエプロジェクトへと発展し、現在、来年中に五庁間での審査書類の相互参照が可能にすることを目指し、作業を進めています。

これまでの説明でご理解頂けるように、三極特許庁は、1983年以来、世界をリードする先進的な取り組みを行い、成果を上げてきました。また、それらの成果は、三極特許庁のみにとどまらず、世界中の特許制度に影響を与えてきました。そして、2012年、その三極協力は30周年という節目を迎えました。

若杉元日本国特許庁長官からの挨拶~三極協力の設立を振り返って~

1982年の秋、私がパリ条約改正の外交会議に出席するために1ヶ月ほどジュネーブに滞在しているとき、在ジュネーブ米国代表部の会議室において、モッシンホフUSPTO長官が、米国が当時検討していたコンピュータ化について説明してくれたことを、思い出します。今にして考えてみると、このジュネーブでのコンピュータ化に関する議論が、三極協力の基礎となったのだと思います。

その創設から30年、三極協力は、コンピュータ化を核にして発展し続け、特許データベースの構築、データの標準化など大きな成果を生みました。さらに、コンピュータ化は、広い意味での特許制度調和の進展をもたらしました。

1980年初め、日本では、特許審査待ち期間が約4年かかっており、数年先には、5、6年待ちになるのでは

との恐れもありました。しかしながら、それが今、2013年には11ヶ月にまで短縮されようとしています。今日の世界の主要な3つの庁での特許審査効率化に対して、三極協力が大きく貢献していることは紛れもない事実と言えます。

三極協力の創設者の一人であるEPOのベンサム長官が既にお亡くなりになり、三人でお祝いできないのは残念でなりません。しかしながら、創設者の一人として、創設以降の三極協力の発展と成功を誠に嬉しく思います。また同時に、三極協力にこれまで携わってきた全ての方に感謝するとともに、「おめでとう」との言葉を贈らせていただきます。



1983年第1回会合の一コマ
(左が若杉長官)

共通引用文献(CCD)ウェブサイトが開始

三極協力20周年

2011

2012

2013

チュニジアでジャスミン革命が発生。エジプト、中東諸国にデモ拡大
東日本大震災が発生

現在の三極特許庁の活動

三極特許庁は、情報技術部会、ワークシェアリング作業部会、PCT作業部会という3つの部会を年2回開催し、また、日頃から、電子フォーラムを通じた議論や専門家の派遣や受入れを行いながら、特許分野における先進的なプロジェクト及び協力を進めています。

また、年2回の副長官級による戦略作業部会、そして、年1回開催する長官会合において、プロジェクト及び協力の進行状況をフォローアップしながら、長期的な目標、各年の目標を定め、明確な指針の下、プロジェクト及び協力を更に発展させています。

具体的には、三極特許庁は、次のような課題に取り組んでいます。

—特許情報に関する技術及びデータ標準

—特許情報に関するインフラストラクチャー

トライネット、ドシエ情報参照システム、優先権書類の交換

—特許情報の普及

—ワークシェアリング、審査の適時性

—特許審査ハイウェイ

—特許法及び運用の調和

—特許の質

—PCTの改善

また、三極特許庁は、ユーザーとのコミュニケーションにも注力しています。三極ユーザーの代表との年2回の会合を通じて、三極特許庁とユーザーとの間で意見交換を行いながら、ユーザーのニーズを三極協力へ反映する努力をしています。さらに、三極ウェブサイトや情報フェアを通じて、三極協力の進展及び成果について、積極的に情報発信しています。



EPO本部庁舎 (ミュンヘン・ドイツ)



USPTO庁舎 (アレキサンドリア・アメリカ)



JPO庁舎 (東京・日本)

用語集

1. PCT :

特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) の略称。PCT出願とは、ひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、同条約の加盟国であるすべての国に同時に申請したことと同じ効果がえられる。

2. 優先権書類 :

最初に出願した国 (第一国) へに出願日がある後に申請した他の国での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

3. WIPO :

世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization) の略称。特許、商標、意匠、及び著作権などの知的財産権の保護、管理を目的として1967年のストックホルム条約により設立された、ジュネーブに本部を置く国際機関。

4. ドシエ :

特許出願後に提出された書類。サーチ結果や出願結果を含む特許出願に関するすべての書類が含まれる。

5. 五大特許庁 (Five IP Offices (IP5)) :

日米欧中韓の五大特許庁が2007年から開始した協力体制。米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO) から構成されて

いる。(五庁ウェブサイト : <http://www.fiveipoffices.org/index.html>)

6. ワークシェアリング :

特許の分野では、他庁のサーチ・審査結果を利用し、先行技術調査などの重複する作業を削減し、サーチ・審査を負担軽減することを意味する。

7. IPC :

国際特許分類 (International Patent Classification) の略称。階層構造を持つ特許・実用新案分類で、各技術分野毎に付与されている。

8. ファーストページ :

各特許庁が発行する特許公報の第1頁。フロントページともいう。通常、出願人名、発明者名、特許分類といった書誌事項や、発明の要約、代表図面が含まれている。

9. クレーム :

特許を受けようとする発明を特定するための事項の記載

10. 実体特許法条約 :

WIPOにおいて議論されている特許の実体的側面 (新規性、進歩性などの特許要件など) についての国際調和を図るための条約。



European Patent Office

Erhardtstr. 27
80469 Munich
Germany
www.epo.org



Japan Patent Office

3-4-3 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku
Tokyo 100-8915
Japan
www.jpo.go.jp



**United States Patent and
Trademark Office**

P.O. Box 1450
Alexandria, VA 22313-1450
USA
usptoinfo@uspto.gov
www.uspto.gov



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。